

令和 8 年度 緊急事態が発生した場合
への平常時からの備えに係る土壌等の
分析業務入札説明書

島 根 県

目 次

1. 入札に付する事項	2
2. 事務担当部局	2
3. 入札に参加する者に必要な資格	2
4. 入札参加資格確認申請	3
5. 入札手続	3
6. 契約	6
7. 質問等	6
8. 紙入札参加承認願	7
9. その他	7

添付資料

(1) 令和8年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る 土壌等の分析業務仕様書	別添
(2) 紙入札書に関する注意事項	8
(3) 入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて	9
(4) 契約書（案）	10

関係様式

(様式1) 入札参加資格確認申請書	18
(様式2) 委任状	19
(様式3) 入札書	20
(様式4) 入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票	22
(様式5) 入札保証金の免除に関する誓約書	23
(様式6) 契約保証金の免除に関する誓約書	24
(様式7) 紙入札参加承認願	25
(様式8) 誓約書	26

この入札説明書は、本県が発注する令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務に関して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）、測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成 13 年島根県告示第 272 号）、本件に係る入札公告のほか、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を示すものである。

なお、本件は電子入札対象案件であり、入札参加資格確認申請及び入札手続きは、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により行うこと。

やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続きを行うこと。

1. 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務 一式
- (2) 入札案件の仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 納入場所 島根県松江市西浜佐陀町 582-1 島根県原子力環境センター

2. 事務担当部局

〒690-0122 島根県松江市西浜佐陀町 582-1
島根県原子力環境センター
電話 0852-36-4300 F A X 0852-36-6683
電子メール genshiryoku@pref.shimane.lg.jp

3. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 入札参加資格

次の①から⑩のすべての項目に該当すること。

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ②地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ④測量、建設コンサルタント業務等の契約に係る競争入札参加資格審査要綱第 5 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の業務種別「地質調査」に登録されている者であること。
- ⑤島根県が行う入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑥暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、警察当局から島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑦過去 2 年間に、国又は地方公共団体と環境試料の採取・測定に係る委託契約

を2回以上にわたって締結し、履行した実績があること。

⑧ISO/IEC17025（JIS Q 17025）に基づく試験所認定（対象：放射能・放射線試験）を受けた事業者であること。

⑨環境放射能分析（対象核種不問）を対象としたISO/IEC17043もしくはそれに準拠した技能試験に参加し、結果が良好であったこと。

⑩入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4. 入札参加資格確認申請

（1）提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和8年7月28日午後4時までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を電子調達システムにより提出すること。

なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持込、又は簡易書留により郵送すること。

おって、書面による申請を認められた者は、次により提出すること。

ア 提出場所

2. の場所

イ 提出方法等

持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）

（2）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要

ウ 紙入札参加者が入札にあたって代理人を定める場合は委任状（様式2）

（入札前に入札会場での提出も可）

エ 3.（1）⑦を満たしていることを証明する書類（写）

オ 3.（1）⑧を満たしていることを証明する書類（写）

カ 3.（1）⑨を満たしていることを証明する書類（写）

キ 免除を受けようとする場合は入札保証金の免除に関する書類

ク 誓約書（様式8）

（3）その他

ア 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は令和8年7月30日午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

ウ 資料作成等に要する費用は提出者の負担とする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5. 入札手続

（1）入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出すること。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出すること。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出すること。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和 8 年 8 月 5 日午前 9 時から令和 8 年 8 月 6 日午後 4 時までとする。

ただし、この期間において、入札書が提出できる時間は、午前 9 時から午後 5 時（8 月 6 日は午後 4 時）までである。

イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であっても入札書を提出できる状態になるので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱う。

(4) 書面による入札の日時及び場所等

ア 提出方法

持込又は書留郵便による郵送（別添「紙入札書に関する注意事項」を参照）

イ 提出期限

令和 8 年 8 月 6 日午後 4 時まで

（ただし、郵送の場合は、令和 8 年 8 月 6 日正午までに到着していること。）

ウ 提出場所

2. の場所

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 8 月 7 日午前 10 時

イ 場所

2. の場所

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則第 62 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定する。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定する。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合は、開札日において午前 10 時 20 分（1 回目予定）、午前 10 時 40 分（2 回目予定）より再度入札を行う。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行う。ただし、書面により入札書を提出した者については、開札場所において行う。

ウ 再度入札は、2 回までとする。

エ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行

う。ただし、その場合でも予定価格を変更しない。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行う。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(9) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(10) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行うこと。

ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあつては入札辞退届を持込又は郵送等により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出すること。

(11) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

(12) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(13) 入札保証金

①島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

③入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか、国債、地方債、その他の担保の提供をもって代えることができる。

④入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおり。

ア 納付場所

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地

島根県出納局審査指導課

イ 納付時期

令和 8 年 8 月 4 日午前 9 時から午後 2 時まで

⑤入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

⑥入札保証金は、地方自治法第 234 条第 4 項の規定により落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

6. 契約

(1) 契約書作成の要否

要する。

(2) 契約条項

①契約書（案）のとおりとする。

(3) 契約の締結

①落札者が決定したときは、14 日以内に契約を締結するものとする。

②原子力環境センター所長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

③本件の調達手続きに関し、島根県政府調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(4) 契約保証金

①島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。

②ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。（別添「入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて」を参照すること。）

③契約保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定を準用する。

④契約保証金の納付を要する場合の納付場所は、次のとおり。

ア 納付場所 上記 5. (13)④アの場所

イ 納付時期 落札の日から 14 日以内

⑤契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7. 質問等

(1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出すること。

(2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出期限

令和 8 年 7 月 17 日午後 5 時まで（郵送の場合は必着）

イ 書面による提出場所

2. の場所

ウ 書面による提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるので、注意すること。）

(3) 質問があった場合、回答は令和 8 年 7 月 28 日までに電子調達システムにより行う。（この案件の入札公告及び入札説明書等を、ダウンロードされた入札情報サービス入札予定情報に、追加して掲載する。）

- なお、やむを得ない事由により電子調達システムを閲覧できない者については、書面により回答するので、質問時に書面回答希望の旨を連絡すること。
- (4) なお、入札後、入札仕様関連書類等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 紙入札参加承認願

- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願（様式7）を提出すること。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は次のとおりとする。
- ア 提出期限
令和8年7月17日午後5時まで
 - イ 提出場所
2. の場所
 - ウ 提出方法
持込又は簡易書留による郵送（提出期限必着）
- (3) 提出のあった承認願については、提出期限締め切り後に回答する。

9. その他

- (1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子証明書が記録されたICカードが必要となる。詳細は、電子調達システムポータルサイトを閲覧すること。
電子調達システムポータルサイトURL(<https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/>)
- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能があるが、この機能は使用しないこと。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、2のとおり。

紙入札書に関する注意事項

1. 入札書

- (1) 金額の頭には「〒」マークを記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札金額は訂正することができない。
- (4) 入札書の記載方法は次のとおりとする。

本人が入札する場合	代理人により入札する場合
・代表者の住所、社名、肩書、氏名を記載	・代表者の住所、社名、肩書、氏名と代理人の住所、社名、氏名を記載。
〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇	〔記載例〕 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 (代理人) △△市△△町△△番地 〇〇〇〇株式会社△△支店 □□□□

2. 入札書の封筒

- (1) 表には「令和8年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務入札書」と記載し、件名、社名を記載し、封筒は封ずること。

3. 郵便により入札する場合

- (1) 二重封筒とし、外封筒には「令和8年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務入札書在中」と記載する。
- (2) 外封筒に上2. の封筒を入れて送付すること。

入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて

1. 入札保証金の納付の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 1 号による場合

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出前に提出すること。

※納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

(2) 島根県会計規則第 61 条の 2 第 2 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

2. 契約保証金の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号による場合

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を提出すること。

(2) 島根県会計規則第 69 条の 2 第 3 号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去 2 年間に国・地方公共団体と 2 回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を提出すること。（入札参加資格確認申請書の提出時に上記 1（2）により提出した場合は不要。）

委 託 契 約 書 (案)

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託の内容）

第 1 条 委託者は、令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

（委託業務の処理方法）

第 2 条 受託者は、別添令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

（委託料）

第 3 条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

（委託期間）

第 4 条 委託の期間は、令和 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（契約保証金）

第 5 条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇円とする。

（委託業務完了報告）

第 6 条 受託者は、委託業務完了後、30 日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を委託者に提出しなければならない。

（検査）

第 7 条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第 1 項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第 8 条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

（履行遅滞）

第9条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 3.0 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 3.0 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

（個人情報等の保護）

第10条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報等の取扱いについては、別記「個人情報等取扱特記事項」を守らなければならない。

（損害賠償）

第11条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第12条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させ

ているとき

- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条（契約保証金）で(A)を用いる場合

第13条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条（契約保証金）で(B)を用いる場合

第13条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。
3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第14条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第15条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、委託者及び受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

受託者

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人に関する情報その他の非公開情報（島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）に規定する非公開情報をいう。）及び委託者がこれと同等の取扱いが必要と認める情報（以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人及び法人その他の団体の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報等を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報等が記録されている媒体の管理、個人情報等を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報等の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

2 受託者は、業務が特定個人情報を取り扱う事務である場合は、前項の作業責任者及び作業従事者について、書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報等
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報等の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報等の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報等が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第 11 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報等又は受託者自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

第 11 受託者は、この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報等又は受託者自らが取得した個人情報等が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときに、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還し、消去し、又は廃棄するものとする。

2 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該特定個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容（情報項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法、責任者及び立会者）を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

6 受託者は、委託者と受託者の間の特定個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報の預り証（受渡し日時、受渡し場所、担当者及び受渡し手段を記した書面）を提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第 12 受託者は、委託者から、個人情報等の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第 13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報等の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証し、及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報の提供を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 前 2 項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

(漏えい等事案が発生した場合の対応)

第 14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容及び件数並びに事故の発生場

所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第 15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第 16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容若しくは法令に違反し、又は本特記事項に定める義務の履行を怠ったことにより、委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(注 1) 委託事務の実態に即して、適宜、必要な事項の追加、不要な事項の省略等を行うこととする。

(注 2) 特定個人情報の取扱いを含む委託の場合には、特記事項に沿って【特定個人情報の取扱いのある場合】の条項を使用すること。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

入札参加資格確認申請書

島根県で発注される下記業務名の入札に参加する資格の確認を受けたいので、
下記書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを
誓約します。

記

1. 業務名 令和8年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る
土壌等の分析業務
2. 添付書類
 - ア 会社概要
 - イ 入札にあたって代理人を定める場合は委任状（様式2）

(入札前に入札会場での提出も可)
 - ウ 入札説明書3. (1) ⑦を満たしていることを証明する書類（写）
 - エ 入札説明書3. (1) ⑧を満たしていることを証明する書類（写）
 - オ 入札説明書3. (1) ⑨を満たしていることを証明する書類（写）
 - カ 免除を受けようとする場合は入札保証金の免除に関する書類
 - キ 誓約書（様式8）

様式 2

委 任 状

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

私は、次の者を代理人と定め、下記事項の権限を委任いたします。

受任者 住 所

商号又は名称

氏 名

記

1. 「令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務」の入札及び見積りに関する一切の権限。

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土
壌等の分析業務

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

入 札 書

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土
壌等の分析業務

上記のとおり、島根県会計規則（昭和 3 9 年島根県規則第 2 2 号）その他
仕様書等を承知のうえ入札いたします。

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

代理人 住 所

商号又は名称

氏 名

様式 4

入札説明書及び入札仕様書に対する質疑票

令和 年 月 日

質 疑 項 目	(業務名：令和8年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務)
質 問 内 容	
会 社 名	
所属・担当	
T E L	() —
F A X	() —

※ 質疑は1項目ずつ別紙とすること。

回 答	
-----	--

入札保証金の免除に関する誓約書

私は、下記の入札に参加するにあたり、落札者となった場合は、必ず契約を締結することを誓約しますので、入札保証金の納付を免除していただきますようお願いいたします。

なお、万一契約を締結しなかった場合には、そのことにより私が島根県に与えた損害について、賠償責任を負うことに異存はありません。

記

入札の名称 令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備
えに係る土壌等の分析業務

令和 年 月 日

住 所

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

島根県知事 様

契約保証金の免除に関する誓約書

私は、島根県と締結する下記の契約について、その契約内容につき誠実に履行することを誓約しますので、契約保証金の納付を免除していただきますようお願いいたします。

記

締結する契約 令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの
備えに係る土壌等の分析業務

令和 年 月 日

住 所

提出者 商号又は名称

代表者職氏名

島根県知事 様

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

紙入札参加承認願

下記 1 案件は、電子入札対象案件ですが、今回は、下記 2 の理由により電子調達システムを利用しての参加ができないため、書面による入札での参加を承認いただきますようお願いいたします。

記

1. 件名 令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由

【県記入欄】入札参加者は記載しないでください。

このことについては、紙入札による参加を

{ 承認します。ついては、入札説明書に記載した方法等により入札を行ってください。 }
{ 承認しません。ついては、再度、電子調達システムによる入札を検討してください。 }

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也

様式 8

誓 約 書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

島根県で発注される令和 8 年度 緊急事態が発生した場合への平常時からの備えに係る土壌等の分析業務に係る一般競争入札に関し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に非該当であり、刑法、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為は一切行っていないことを誓約します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないことを誓約します。

なお、この誓約書の写しが公正取引委員会へ送付されても異議はありません。